

## 港区保育園入園基準（保育利用調整基準）の一部改正について

保育の利用調整基準については、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平、公正に保育園の入園調整ができるよう、毎年改正を行っています。

令和2年度の保育の利用調整基準について、これまでの保育園への入園や転園を希望する保護者等から寄せられている意見や国からの育児短時間勤務制度（所定労働時間の短縮等の措置）に係る取扱いを踏まえ、基準指数と調整指数を一部改正します。

### 1 港区保育利用調整基準の一部改正の概要について

#### (1) 基準指数1「就労」について

現行の基準では、復職後に1日2時間までの育児短時間勤務制度を活用する場合は正規の勤務時間を勤務時間とみなしています。また、1日2時間を超えて育児短時間勤務制度を活用する場合や勤務時間を変更する場合は、実際の勤務時間により判断しています。

国は、育児・介護休業法において、育児短時間勤務制度は1日の所定労働時間を原則として6時間とすることとしています。美容師などの勤務先の状況により正規の勤務時間が1日8時間を超える場合は、2時間以上の育児短時間勤務制度を活用しなければならないため、実際の勤務時間が同一であるにもかかわらず、指数に差が生じていることから改善の声が区に寄せられています。

育児短時間勤務制度の活用により指数に差が生じる状況を解消するため、復職後に1日6時間以上の勤務又は1日2時間までの勤務時間の短縮をする場合は正規の勤務時間により判断することとします。

#### (2) 調整指数1 1番「同一世帯内に保育園利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる世帯（入所可能月齢に達しない子、介護・看護の対象児等は除く）」について

現行の基準では、同一世帯内に保育園の利用申込みをしていない児童がいる場合は、調整指数により減算（-1）を行っています。

令和元年10月から、幼児教育・保育無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付認定の仕組みが創設されます。認可外保育施設に通っている場合は、保育の必要性の認定を受けていることが無償化の要件となるため、保育園の入園の申込みは必ずしも必要ではなくなることとなります。

このため、同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、施設等利

用給付認定（2号・3号）を受けている兄弟姉妹がいる場合の指数に差が生じないよう、同一世帯に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合に限り、減算（-1）を行うこととします。

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和元年	10月1日	保育園入園のごあんない（令和2年度版）のホームページ掲載
	10月下旬	保育園入園のごあんない（令和2年度版）の配布
	12月初旬	4月入所（一次）申込み締切
令和2年	1月上旬	4月入所（一次）申込み（2回目）締切
	2月上旬	4月入所（一次）内定発表
	2月中旬	4月入所（二次）申込み締切
	3月上旬	4月入所（二次）内定発表

## 港区保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は優先順位をもとに調整します。

<世帯指数の算定方法>

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注) ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に 20 を加算したのち、調整指数を加算して、その世帯の合計指数とします。

### (1) 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数		
	保育が必要な事由	細目			
1	就労	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	20	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14	
		週4日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11	
		週3日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8	
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること			8
		就労 内定	週5日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	11
	1日4時間以上6時間未満の就労内定			8	
	週4日以上 の就労内定		1日8時間以上の就労内定	11	
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	8	
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	5	
週3日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定		8		
	1日6時間以上8時間未満の就労内定		5		
	1日4時間以上6時間未満の就労内定	2			
上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定			2		
2	出産	出産（出産予定日を含む月の2か月前から認定期間満了日まで）	12		
3	疾病	入院(入院内定者を含む。)	22		
		居宅内療養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患	20	
			常時安静を要する	14	
一般療養	11				
4	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	20		
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	14		
		身体障害者手帳4級	8		

番号	保護者の状況			基準 指数
	保育が必要な事由	細目		
5	介護・看護	週5日以上の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		週4日以上の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		週3日以上の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求職	求職活動のため、外出を常態としていること		2
7	就学	週5日以上の 就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		週4日以上の 就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就学 内定	週5日以上の 就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		週4日以上の 就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のために保育に当たれない場合		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合		2～22

《注意事項》

- ① 基準指数は、保護者の保育の必要な事由により決定します。
- ② 事由が2つ以上ある方は、指数が最も高い事由のみで判断します。
- ③ 研修医等は就労とみなします。
- ④ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。  
週によって日数が少ない、日によって時間が短い場合は、少ない日数、短い時間で判断します。
- ⑤ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。  
ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
- ⑥ 産前産後休暇又は育児休業からの復職予定での申請の場合、事由は就労となります。
- ⑦ 産前産後休暇、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更がない場合は休暇取得前の勤務時間で判断します。
- ⑧ (改正後)  
復職後に育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間までの勤務時間を短縮する場合は正規の勤務時間で判断します。1日の勤務時間が6時間を下回る育児短時間勤務をする場合や勤務時間を変更する場合は、実際の勤務時間で判断します。  
(現行)  
復職後に会社の制度による1日2時間までの育児短時間勤務を取得する場合は正規の勤務時間で判断します。1日2時間を超える育児短時間勤務を取得する場合や育児短時間ではなく勤務時間の変更の場合は、復帰後の勤務時間で判断します。
- ⑨ 勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やした後の勤務状態で基準指数を判断し、調整指数12が適用されます。
- ⑩ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

## (2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯	+8
3	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯（ひとり親世帯は除く）	+3
4	新規入園希望のひとり親世帯	+2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合（新規入園希望の申込児童に限る）※	+2
6	第一希望の認可保育園又は港区保育室等に兄弟姉妹（卒園・退園予定児を除く）が在籍している世帯（新規入園希望の申込児童で当該園の選考に限る）	+1
7	双子以上の申込みである世帯（新規入園希望の申込児童に限る）	+1
8	港区保育室又は地域型保育事業から、認可保育園又は認定こども園への転園を希望する場合	-1
9	番号8以外の転園を希望する場合	-2
10	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
11	改正後 <u>同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合（同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、施設等利用給付認定（2号・3号）を受けている兄弟姉妹がいる場合は除く）（入所申込可能月齢に達しない子、介護・看護の対象児等は除く）</u>	-1
	現行 <u>同一世帯内に保育園の利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる世帯（入所申込可能月齢に達しない子、介護・看護の対象児等は除く）</u>	-1
12	就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者	-2
13	勤務実績と収入実績に整合性がない者	-3
14	自宅で、子どもを見ながら就労している世帯	-3
15	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯	+3
16	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
17	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
18	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9
19	正当な理由なく保育料を納期限から3か月以上滞納している世帯（卒園者を含む）	-20
20	保育施設に保育士及び看護師の有資格者として就労内定（1年以上勤務が決定していること）している者	+6

### 《注意事項》

- ① 番号5は、障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。
- ② 番号6は、既に在園している兄弟姉妹が転園を申請している場合、新規申請児童の第一希望園が転園申請児童の現在園もしくは第一希望園と同園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。
- ③ 番号8、9は、同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。また、居宅訪問型保育の転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。
- ④ 番号12は、退職した就労先の離職票等を提出し、同程度の勤務条件で1か月以内の就労継続が証明された場合は適用しません。
- ⑤ 番号12、13、15は、父母それぞれに適用します。
- ⑥ 番号12、19は内定発表日の属する月の1日で判断します。
- ⑦ 番号14は、申請児童を保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間（居宅外での就労時間、他の人が保育している間の就労時間など）のうち、前者が多い場合に適用します。ただし、会社の制度を利用して在宅勤務している場合は、その他の就労時間扱いとなり、適用外しません・
- ⑧ 番号15は、保護者の「保育が必要な事由」が介護、看護の者に適用します。

### (3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位によります。

番号	条 件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
2	ひとり親世帯
3	疾病世帯
4	心身障害者世帯 ※
5	居宅外就労世帯
6	居宅内就労世帯
7	就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い世帯 (港区内の認可保育園等へ申込みをし、その待機期間が6か月以上必要)
8	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
9	育児休業取得により戻所した児童が育児休業明けに再入所を申し込む場合(戻所月から1年以上経過している場合に限る)
10	同居の児童が同時申込みの世帯
11	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
12	新規入園申込みの世帯
13	保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しくは看護師として就労することが内定している(1年以上勤務する場合に限る。)場合
14	居宅訪問型保育事業から認可保育園等への転園である場合
15	港区保育室から認可保育園への転園である場合
16	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
17	港区に在住している年数が長い世帯

#### 《注意事項》

- ① 番号3、4、5、6は保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合に適用します。
- ② 番号4は、申込児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含まれます。  
ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
- ③ 番号5、6は、1週間の勤務時間のうち、居宅外就労又は居宅内就労の多い方を適用します。
- ④ 番号5は、父母が共に居宅外就労の場合に限り、適用します。
- ⑤ 番号7の「6か月」は内定発表日の属する月の1日で判断します。
- ⑥ 番号9は、再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
- ⑦ 番号17の期間は、保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時移転の期間も居住期間に含まれます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登録をしている者に限ります。)を適用します。

※調整指数5番・優先順位4番については、提出書類により判断します。

ただし、障害者手帳をお持ちでない方は、以下の書類の提出により判断します。

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級に該当する状態と同等であることが明記された医師の診断書  
(手帳を有していないが、難病等の理由で障害児福祉手当等を受給している場合は不要です。)